

第2期チャレンジ・応援門川ラボ事業（令和8～10年度）

業務委託 仕様書

1 業務名

第2期チャレンジ・応援門川ラボ事業（令和8～10年度）業務委託

2 業務の目的

少子高齢化や都市部への若者の流出等を背景として、本町においても人口減少が進行しており、地場産業の担い手不足や従業員の高齢化といった課題を抱えている。また、新たに創業・起業する方がいる一方で、事業の継続を断念する方も見受けられ、地域活性化につながる取組が十分に広がり切れていない状況である。

こうした中、今後も持続的にまちづくりを進めていくためには、まちづくりの新たな担い手となる人材を発掘・育成するとともに、その担い手を地域全体で応援し、支え続けていく仕組みを構築することが重要である。

そこで、本町では、町内外で何らかの活動に取り組んでいる方や、新たなイベント等の実施を考えている方のうち本事業において採択を受けた者（以下「オーナー」という。）が企画する地域活性化につながる取組を実現できるよう、その実施に向けて応援・支援を行う仕組み（以下「チャレンジ」という。）として、「門川ラボ事業」を展開するものとする。

本事業を通じて、多様な人々のつながりを生み出し、複数のオーナーと、地域活性化に向けた活動を支援しチャレンジする人材とが一体となって、楽しみながら挑戦を続けることのできる環境の創出を目指す。

人口減少時代にあっても、新たな地域づくりに挑戦できる土壌を育み、まち全体で挑戦する人を応援・支援する仕組みを醸成することで、本町における地域活性化の新たな展開を図るとともに、将来の地域づくりを担う人材の育成につなげることを、本事業の目的とする。

3 委託期間

契約締結日（令和8年8月上旬予定）～令和11年3月20日（3ヶ年事業）とし、選定結果通知後から契約締結日までの委託料は発生しないものとする。

また、事業期間の終了等により、次期の受託者に業務を引継ぐ際には、必要なデータ等を提供したうえで、遅滞なく業務を引継ぐこと。

4 業務の内容

本業務を受託する者（以下、「受託者」という。）は、「2 業務の目的」に基づき、本町と協議しながら次の業務を行うこと。

- (1) 新規オーナー採択に係る企画運営（募集・審査会運営、公開講座の開催）
- (2) 採択された新規オーナーによるプロジェクト実行に係る広告宣伝（記事、SNS、チラシ等による情報の発信）

- (3) 採択された新規オーナーのプロジェクト実行に係るフォローアップ
- (4) 令和7年度に採択されたオーナーのプロジェクト実行に係るフォローアップ
- (5) オーナー同士の交流や実績報告会の企画運営
- (6) その他、本業務に関連する業務

5 想定される業務の詳細事項

想定業務	主 な 内 容	時 期	備 考
年間計画の策定と事業の調整	本業務の目的を達成するため、本町と受託者間において協議を行う。	年間	協議事項に応じた関係者等への連絡事務等も含む。
事業の広告や宣伝事務	「門川ラボ」事業を広く町民等に対し周知する。	年間	周知方法等は受託者からの提案とする。
公開講座の開催	本業務の目的を達成するため、オーナーや一般者も含めた、まちづくりに関する公開講座を実施する。	年3回	講座内容等は、受託者からの提案とする。
新規オーナー募集事務	各年度において新規オーナーを広く募集する。採択された新規オーナーには初年度に限り、最大で15万円の支援金を支給する。	令和8年度は8月 それ以降は前年度の2月頃	
提案された企画の内容を審査する審査会の開催	新規プロジェクトの企画内容を審査し、5名程度の新規オーナーを決定する。 審査委員への就任依頼、審査委員に支払う費用を支出する。 審査後の採択者、不採択者への連絡等を行う。	令和8年度は9月 それ以降は4月頃	審査委員の人选については、本町と事前に協議すること。
前年度からの継続支援オーナーの決定	本町と協議の上、前年度のオーナーから継続支援者を選定し、当該オーナーへ継続支援の連絡をする。 継続支援のオーナーに対す	初年度は8月予定、2～3年目は4月予定	令和7年度本事業では、オーナーとして4名採択済

	る支援金はないものとする。		
オーナーによるプロジェクト実施への支援等	新規オーナー、継続支援オーナーに対し、プロジェクト支援の活動を推進する。 個々のプロジェクト、オーナーに対し、適切な支援活動を行う。	年間	受託者においては、適切な支援体制を構築するよう配慮すること。
各オーナーが実施したプロジェクトの発表や事業成果の公表	住民や企業等、関係者間で情報の共有でき、今後のまちづくりに展開できるよう、採択プロジェクトの発表会や報告会を計画的に実施していく。 報告書類は、四半期ごと及び各年度末に提出すること。	年間	本町関係者（町長等）の出席を求める場合には、本町担当者へ事前協議を行うこと。

- (1) 時期欄にある「月等」については、会計年度（4月～翌3月の1年間）において実施の目安時期を記載している。
- (2) 上記の想定業務については、現時点において本町が想定している事業内容であり、受託者において、より良い事業展開が可能であると思われる事項については、その都度提案のうえ、両者で協議すること。

6 経費・業務の負担

本業務の実施に係る経費は、受託者が負担する。ただし、次に掲げる経費は、本町が負担するものとする。

- (1) 本業務にかかるイベント告知業務（本町が管理している媒体において、例えば、町公式ホームページ、町広報及び町公式 LINE 等によるイベント情報の掲載等）
- (2) 発表会や報告会等のイベント時に、町長等の出席を求める場合の調整業務

7 業務の報告

- (1) 受託者は第1四半期～第3四半期ごとに委託業務の実績等について、翌月10日までに本町に活動実績を報告すること。また、第4四半期の年間の業務結果については、3月20日までに報告すること。（休日は前営業日までの提出とする）

期 別	対象月	報告締切日	報告事項
第1四半期	4月・5月・6月	7月10日	個々の対応記録、進捗管理等 (令和8年度は除く)
第2四半期	7月・8月・9月	10月10日	個々の対応記録、進捗管理等
第3四半期	10月・11月・12月	1月10日	個々の対応記録、進捗管理等
第4四半期	1月・2月・3月	3月20日 (年度完了)	個々の対応記録、進捗管理等 (会計年度におけるまとめ)

(2) 受託者は、業務実施に重大な影響を与える事態が生じた場合には、必要な措置を講じるとともに、前号に関わらず、速やかにその状況を本町に報告すること。また、具体的な対応策については、その都度、本町と協議すること。

8 委託料の支払い

「7 業務の報告」にて提出される四半期ごとの報告書類の精査完了後に、受託者の行う請求行為に基づき、年間の委託料を4分割(令和8年度については3分割)した額をその都度、支払うものとする。

9 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により本町の承諾を得た場合は、この限りでない。

10 秘密情報の遵守

受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報は(本町が秘密と指定するすべての情報)を自社内に限り、かつ、本業務の実施においてのみ使用できるものとする。

11 法令等の遵守

本業務を行うにあたり、関係法令、関係省庁の通知の内容を把握し、これを遵守すること。

12 損害賠償

受託者は、事業の実施に際して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、本町又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

13 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本町は事業の終了ができる。この場合、本町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期の受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう引き継ぎを

行うものとする。

- (2) 災害、その他の不可抗力等、本町・受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否については協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、3か月前までに書面で通知することにより、事業を終了できるものとする。なお、事業期間の終了などにより、次期の受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

14 その他

- (1) 本仕様書、門川町業務委託契約約款および個人情報取扱特記事項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本町と協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本事業の実施にあたり、あらゆるリスクを予め想定し、リスクを回避する措置及びリスク発生時の措置を講じること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

15 問い合わせ先

門川町役場 企画戦略課 まちづくり政策係 佐藤

〒889-0696 東白杵郡門川町平城東1番1号

TEL0982-63-1140 メール：kikaku01@town.kadogawa.lg.jp

参考資料 令和7年度門川ラボ事業の経過について

No.	実施月日	内 容	備 考
1	R7年4月	受託者と契約	
2	R7年5月	町内全世帯に向けて、「門川ラボ」提案募集チラシを配布した。町ホームページ、町公式LINEにも同様の記事を掲載した。また、プレスリリースも行った。	応募締切：6月20日 支援金最大：15万円
3	R7年6月	最終応募者数12名	
4	〃	審査会の開催（審査委員6名） 各応募者からのプレゼン、委員からの質疑応答を含め、合計15分間隔で実施した。 12名の応募者のうち、プレゼン当日には11名が参加した。	採択者4名 魚捌き教室 金丸氏 干潟紹介 阪本氏 マルシェ 田口氏 流木アート 吉田氏
5	R7年7月～ 翌3月	採択者に対するプロジェクトの伴走支援を開始する。	採択4人協議 7/12 採択事業進捗 9/5
6	R7年8月～ 翌3月	note（※）に門川ラボ記事を掲載。 ※noteは、クリエイターが文章や画像、音声、動画を投稿して、ユーザーがそのコンテンツを楽しんで応援できるプラットフォームです。（HP記事）	
7	R7年9月～ 12月	魚捌き教室（包丁とぎ）教室 金丸氏	中央公民館調理室、本町公民館
8	R7.10月～	町内干潟調査 阪本氏	加草・庵川方面の海岸
9	R7.12.13	wawawa 室内マルシェ 田口氏	勤労者体育センター
10	R7.10.3	第1回公開講座（三股町コミュニティデザインラボ 松崎代表）	クリエイティブセンター
11	R7.11.2	いきいきまちフェスティバル内 「門川ラボ」紹介コーナー開設	総合文化会館
12	R7.11.7	第2回公開講座（川南町軽トラ市事業 市来原委員長）	心の杜研修室
13	R7.11.28	第3回公開講座（椎葉村菓 te-ri 店主 椎葉氏）	心の杜研修室
14	R8.3.8	福祉ふれあい祭り内 「門川ラボ チャレンジ紹介ブース」 （令和7年度事業報告会）	総合文化会館